

ボーイスカウト県北地区協議会規約

ボーイスカウト日本連盟規約より抜粋（日本連盟規定集 45 ペー

地区組織

（目的）

第59条 地区の目的は次通りである

- (1) 各団の独立と主導権を妨げる事無しに、その地域のこの運動を保護し、隆盛ならしめること。
- (2) 各団相互の間及び、地区内の同じ目的を有する他の団体と調和的協議を保つこと。
- (3) 県連盟の方針及び、プロジェクトを地区内に効果的に実施せしめ、かつ、地区の状況及び希望を県連盟に伝達反映すること。

（地区）

第60条 本連盟の地区は、次の通りとする。

- (1) 県北
 - (2) 県南
 - (3) 会津
 - (4) いわき
 - (5) 相双
- 地区は広範囲にわたるため、地区の実情に応じ、必要に応じて小地区を設置することが出来る。

地区協議会

（設置）

第61条 地区は地区協議会を開催する。

（開催）

第62条 地区協議会は、地区協議会長の招集により必要に応じ随時開催し、協議会長が議長となり地区委員長、地区コミッショナー、各委員長から報告、伝達及び、協議等を行う。

（構成）

第63条 地区協議会の構成は、次の通りである。

- (1) 地区協議会長、同副会長
- (2) 地区委員長（県連盟の地区代表理事）、同副委員長
- (3) 地区コミッショナー、同副コミッショナー、団担当コミッショナー
- (4) 各種運営委員会及び特別委員会の委員長
- (5) 会計係
- (6) 事務長
- (7) 各団委員長
- (8) 各隊長
- (9) 学識経験者会員（必要に応じて(7)(8)の団指導者と同数を超えない限度において地区委員会が学識経験者として推薦した者）
- (10) 監事

（地区総会）

第64条 県連盟年次総会の前に地区総会として地区総会を開催し、次のことを行う。

- (1) 地区協議会長、同副会長、地区委員長、同副委員長、各運営委員長（県連盟運営委員会に対する地区代表）、事務長、会計及び、監事を選出する。
- (2) 県連盟総会において選出する役員の推薦をする地区の選考委員1名を選出する。
- (3) 報告承認及び審議決定事項（県連年次総会に準ずる）

第65条 地区総会の定足数は過半数とし、その議決は多数決による

地区委員会

(設置と責務)

第66条 地区に地区委員会を設ける。

2 地区委員会は、地区総会の承認を得た計画に従い運営する。

(構成)

第67条 地区委員会は、地区役員をもって構成する。

(招集)

第68条 地区委員会は、地区委員長が召集し、その議長となる。

(成立と議決)

第69条 地区委員会の定足数は過半数（委任状を含む）とし、議決は出席者の多数決による。可否同数のときは議長がこれを決する。

各種委員会

(設置)

第70条 地区委員会は、その下部機構として各種の運営委員会及び特別委員会を設けることができる。

(運営委員会)

第71条 運営委員会は、地区委員会より委任された任務を下記の区分に従い分担する。

- (1) 組織及び拡張に関する事項
- (2) 指導者養成に関する事項
- (3) 進歩に関する事項
- (4) 野営及びその他の行事に関する事項
- (5) 健康及び安全に関する事項
- (6) 財政に関する事項
- (7) 広報に関する事項

(特別委員会)

第72条 特別委員会は、必要に応じて設けることができる。

役員及び委員

(地区役員)

第73条 地区役員は、次の通りである。

- (1) 地区協議会長、副会長
- (2) 地区委員長、同副委員長
- (3) 地区コミッショナー、同副コミッショナー、団担当コミッショナー
- (4) 各委員会委員長（運営委員会の設置されていない場合は、県連盟運営委員会に対する地区代表委員）
- (5) 会計係
- (6) 事務長
- (7) 監事

(地区協議会長・副会長)

第74条 地区協議会長は、毎年地区総会において選出され、地区内のスカウト運動を代表する。

2 副会長は、必要に応じて前項と同じ手続きをもっておくことができる。

3 副会長は、協議会長を補佐し、その事故あるとき、または欠員のときはこれを代理する

(地区委員長・同副委員長)

第75条 地区委員長は、毎年地区総会において選出され、県連盟年次総会の確認を得て、県連

盟の地区代表理事となる。

2 副委員長は、必要に応じて地区総会において選出することができる。

第76条 地区委員長は、地区委員会の議長となり同委員会を主宰するとともに、地区代表として地区の意向を県連盟理事会に反映せしめ、また、理事会の方針及び決定事項を地区に報告する責務を有する。

(制限)

第77条 隊長及び副長は、止むを得ない場合のほか、地区協議会長及び地区委員長に就任すべきでない。

(地区コミッショナー)

第78条 地区コミッショナーは、県連盟コミッショナーと地区委員長との推薦により、県連盟理事会の議を経て連盟長が委嘱する。

2 地区コミッショナーは、理事を兼ねることはできない。

3 任期は2年、6月30日更新するものとし、再任を妨げない。

第79条 地区コミッショナーの推薦とその資格、審議には次のことを考慮しなければならない。

(1) 青少年の訓育を託するにたる品性及び経歴

(2) スカウト運動の経験及び基準の理解

(3) 地区内の教育指導にたずさわる指導者を主導する能力

(4) コミッショナー研修所を修了したもの、あるいは就任後出来るだけ速やかにコミッショナー研修所を修了できる見込みのあるもの。

第80条 地区コミッショナーは、地区におけるスカウト運動が日本連盟及び県連盟の方針と規定にしたがって展開されるように指導・助言を行ない、地区委員会のもとで特に教育・指導面について円滑な推進を図り、その結果について地区委員会に対し責任を負うと共に、教育・指導面で地区を代表する。

また、地区副コミッショナーを統括し所要の業務を分担させると共に、団担当コミッショナーに対して、必要な指導・助言を行なう。

2 地区コミッショナーが担当する業務は次のとおりである。

(1) 青少年のプログラムに関すること。

① 各部門のプログラム活動に関すること。

② 野外教育(活動)に関すること。

③ 奉仕活動に関すること。

④ 安全に関すること。

⑤ スカウトの国際交流・国際理解に関すること。

⑥ その他スカウトのプログラムに関すること。

(2) アダルトリソースに関すること。

① アダルトリソース方針の推進に関すること。

② 指導者の人材開発、トレーニングの提供、学習の支援及び人材活用に関すること。

③ その他指導者及びそのトレーニングに関すること。

(3) 組織及びコミュニケーションに関すること

① 団等の加盟登録と審査に関すること。

② 制服及び記章の着用に関すること。

③ 団・隊の組織とコミュニケーションに関すること。

④ その他、他団体、地域社会等組織とのコミュニケーションに関すること。

(4) 団と隊の指導・助言・援助に関すること。

(地区副コミッショナー)

第81条 地区副コミッショナーは、必要に応じて、地区コミッショナーと地区委員長の推薦によ

り、県連盟理事会の議を経て連盟長が委嘱する。

2 任期とその資格については、地区コミッショナーに準ずる。

3 地区副コミッショナーは、地区コミッショナーの任務を全般的に補佐し、また特に与えられた任務を履行する。

(団担当コミッショナー)

第82条 団担当コミッショナーは、地区副コミッショナーと同様の手続きをもって委嘱する。

2 任期及び資格については、地区副コミッショナーに準ずる。

3 団担当コミッショナーは、地区コミッショナーの指導と助言を受けて、担当する団及び隊が、日本連盟及び県連盟の方針及び規約等に従い、効果的にプログラムが実施されるよう、団の訪問・巡回を通して団委員会及び隊指導者に協力し、指導・助言・援助を行なう。

4 団担当コミッショナーは、概ね3～5個団に1名を委嘱する。

(欠員)

第82条 地区コミッショナー、地区副コミッショナーともに欠員の場合は、県連盟コミッショナーは県連盟副コミッショナーにこれを代理させるか、あるいは、県連盟コミッショナー自らその任務を代行する。

(会計係)

第83条 地区の会計係は、毎年地区総会において選出する。

2 会計係は、地区の経理を担当し、資金を保管する。

(事務長)

第84条 地区の事務長は、地区委員会において選出する。

2 事務長は、地区における事務処理を担当する。

(役員等の任期)

第85条 地区総会選出の役員の前任期は、次の地区総会終了のときまでとする。ただし、地区委員長及び運営委員会委員長の任期は、次の県連総会までとし、すべて再任を妨げない。

(役員の前補充及び増員)

第86条 地区総会選出の役員に欠員を生じた場合の前補充は、地区協議会において行なう。

2 前補充または、増員による役員及び、委員の前任期は前任者、または現任者の前残任期間とする。

(名誉役員)

第87条 地区は、地区委員会の決議を経て名誉役員をおくことができる。

(運営委員会委員長)

第88条 地区は県連盟の各種委員会にそれぞれ1名ずつの代表を送る。この代表委員は、地区総会において加盟員の内から選出する。

2 代表委員は、地区に運営委員会を設置した場合の委員長となり、その委員会を主宰する。地区にそれらの委員会が設置されていない場合は、それらの委員会の機能に関する担当者として奉仕する。

(特別委員会委員長)

第89条 地区に運営委員会以外の特別委員会を設けた場合、その委員長は当該委員の前互選による。

(各種委員)

第90条 地区の運営委員会の委員及び、その他の各種の前委員は、地区委員会の議を経て委嘱する。それらの委員は、必ずしも加盟員である必要はないが、少なくとも18才以上でなければならない。

(技能章指導員)

第91条 技能章指導員は、プログラムの特定部門について専門的知識を有し、その課目を通じてスカウトと接触することが適している者のうちから、地区委員会の議を経て地区委員長が委嘱する。

(委員長及び委員の任期)

第92条 運営委員会の委員長及び委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 その他の委員長及び、委員の任期はその都度これを決定する。補充、または、増員による委員の任期は前任者または、現任者の残任期間とする。

経 理

(資金の充足及び管理)

第93条 地区運営の資金の充足、管理及び経理は県連盟に準ずる。

附 則

- 1、この規約に特に定めのある場合を除き、本連盟の運営はすべて、日本連盟規定及びその付属 諸規定の示すところによるものとする。
- 2、この規約の改訂は、理事会を経て総会において決定し発効する。
- 3、本規約は、昭和57年4月1日よりこれを施行する。
- 4、本規約は、平成13年4月22日より施行する。
- 5、本規約は平成16年4月25日より施行する。

昭和45年	2月22日	制 定
昭和57年	4月 1日	改正認可
平成 2年	4月 1日	一部改正
平成13年	4月22日	一部改正
平成16年	4月25日	一部改正